



# 熊本県公報

号外 第23号  
令和元年(2019年)  
10月25日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 訓 令

○熊本県公印規程の一部を改正する訓令…………… (県政情報文書課) 1

### 訓 令

#### 熊本県訓令第7号

本庁各部 (公室・局) 課 (グループ)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和元年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令  
熊本県公印規程 (昭和32年熊本県訓令甲第20号) の一部を次のように改正する。  
別表第1の5の項中「県央広域本部税務部、農林部、土木部、熊本農政事務所及び熊本

土木事務所並びに」を削り、  
「**県央広域本部税務部、農林部、土木部、熊本農政事務所及び熊本土木事務所**」を  
「**熊本市の区域にある広域本部以外の地方出先機関**」

#### 域本部

に、「県央広域本部税務部長」を「県政情報文書課長」に改め、同表13の項及

び17の項中

「**広域本部 (県央広域本部税務部、農林部、土木部、熊本農政事務所及び熊本土木事務所、県北広域本部総務部玉名総務課及び農林水産部水産課並びに広域本部地域振興局を除く。)**」  
を  
「**広域本部 (県央北広域本部総務及び農林水産部広域本部地域振興局及び税務部)**」

広域本部、県部玉名総務課水産課並びに興局を除く。) 務部、振興部  
広域本部長  
に、  
「**県央広域本部税務部及び農林部**」  
「**県央広域本部熊本農政事務所**」  
清水が丘学園  
高等技術専門校  
林業研究・研修センター  
熊本港管理事務所  
県央広域本部税務部

務部長  
務部長  
を  
「**県央広域本部農林部**」  
「**県央広域本部熊本農政事務所**」  
清水が丘学園  
高等技術専門校  
林業研究・研修センター  
熊本港管理事務所  
県政情報文書課長  
に改め、同表59の項

中

「**地方出先機関 (県央広域本部税務部、農林部、土木部、熊本農政事務所及び熊本土木事務所、県北広域本部総務部玉名総務課及び農林水産部水産課並びに広域本部地域振興局を除く。)**」  
地方出先機関の長  
を  
「**地方出先機関 (県央広域本部県北広域本部総務部玉名総務課及び農林水産部水産課並びに広域本部地域振興局を除く**」  
「**県央広域本部総務部、振興及び税務部**」

、 務 び 。) 部	地方出先機関の長  県央広域本部税務部長
------------------------	----------------------------

に改め、同表60の項中「県央広域本部税務部及び農林部」を

「県央広域本部農林部」に、「県央広域本部税務部長」を「県央広域本部農林部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年10月28日から施行する。